

e-NEXI

2016 年 4 月号

■特集

パリ事務所長の目から見た皆様と当事務所の活動.....1

■カントリーレビュー

アルゼンチン: マクリ新政権の目指す経済運営.....3

■NEXI ニュース

・4月の制度改正について.....9

・中小企業輸出代金保険の手続きWeb化について.....13

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

企画室

パリ事務所長の目から見た皆様と当事務所の活動

パリ事務所長 菅家 勝

NEXIパリ事務所は、3か所ある海外事務所（他にニューヨーク及びシンガポール）の一つとして欧州、ロシア・CIS諸国、中東・中近東及びアフリカ地域を担当しております。このため、パリでの業務に加え、担当地域へ出張しての仕事も多々あります。

出張の目的はお客様皆様が貿易保険を活用いただくにあたりその一助となることです。具体的には、第一に、貿易保険の商品性改善です。世界の公的輸出信用機関等から保険商品の状況を聴取、検討し、各国に劣後しない良い商品を皆様に御提供することです。

次に貿易保険制度の広報です。皆様が各地でプロジェクト等を企画される際、貿易保険を活用した枠組みを提案されることも多々あると伺っています。日本の貿易保険の商品広報を私ども自らも行っていくことで先方の理解を深めていただき、皆様の御提案の優位性をお示しする一助となるよう努力をしています。

また、国際的な貿易保険の制度設計の議論にも積極的に関与しています。お客様の業務の御助力となる制度とすべく、交渉を担当する当局の支援も行っています。

さらに、各地の調査も出張の重要な役割です。収集した様々な情報を貿易保険の商品設計に活かしています。

昨今は各国の同僚機関と協調して皆様に御支援を提供することも増えてきました。協調付保や再保険引受を活用し、複数国機関で協調して皆様を御支援する仕組みです。民間の損害保険会社が皆様からお引き受けした保険を、再保険で引き受けることにより様々なケースで皆様とおつきあいをさせていただき仕組みも整ってきました。このような仕組みの調整も私どもの出張の主要な目的の一つです。

出張の他、当事務所は皆様も御存知の輸出信用にかかる国際ルールを議論するOECD輸出信用部会や、各国間で統一的に債権回収を行うパリクラブの他、多くの国際会議を担当しています。フランス、ドイツ及びオーストリアとの二国間貿易保険定期会合においても当事者として参加していますので、このような国際会議の機会も最大限に活用して前述の課題を達成していくよう努力をしています。会議・出張等で作り上げた人的ネットワークを最大限に活かし、また関係者間のメーリングリスト等を追加的に利用し、皆様の業務の一助となるよう努力をしています。

皆様に直接お目にかかることも多々あります。お客様皆様から頂くお話は、私どもの活動の具体的方向性を決める重要な情報です。皆様と同じ方向を向き、引き続き皆様にお役に立つようになっていくために、お差し支えのない範囲で情報交換をさせて頂ければと常日頃から考えています。パリにいらっしゃる方、またパリにご出張でお越しになられる方

も、お時間が許す範囲内でNEXIパリ事務所にお声掛けをいただけましたら幸甚に存じます。パリ事務所一同ご連絡をお待ちしています。

【パリ事務所の住所及び連絡先】



c/o JETRO 27, rue de Berri, 75008 Paris France

Tel. 33-(0)1-4261-5879 Fax. 33-(0)1-4261-5049

《カントリーレビュー》¹

アルゼンチン: マクリ新政権の目指す経済運営

<Point of view>

アルゼンチンでは2015年11月、大統領選挙 決戦投票で、野党連合のマクリ候補(前ブエノスアイレス市長)が逆転勝利し、15年ぶりの政権交代となった。マクリ新大統領は就任後、為替・輸入規制及び輸出補助金の撤廃などを次々と実施し、開放的・自由貿易志向の経済政策へ大きく舵を切った。欧州各国首脳が相次ぎ訪垂する中、2016年3月下旬にはオバマ大統領がビジネスマン400人を率いてアルゼンチンを訪問するなど、アルゼンチンでのビジネス環境の変化に注目が集まっている。本年2月末から3月初めにかけて、筆者はアルゼンチンを訪問した。現地で得た情報等を基に、同国の経済状況を以下、概観する。

1. これまでの経緯

アルゼンチンがどう変わったかを見る前に、これまでの状況を簡単に触れておきたい。同国は2001年12月にモラトリアム(対外債務の支払い停止)宣言を行い、それ以降、国際金融市場での資金調達ができない状況となっていた。政治的には左派ポピュリズム政権(キルチネル大統領と同夫人のフェルナンデス大統領)が続き、反欧米路線を堅持して中国依存を高め、政治・経済的に鎖国のような状況が、約15年継続した。かかる政権下、生産よりも分配を重視し、投資よりも国内消費が牽引する経済政策が実施された。また、大衆層の支持を得るために、社会プログラムや補助金を拡充する一方、各種規制を通じて経済活動への国家の介入を強めていった。

このような経済政策下であっても、一次産品価格が比較的高かった2003年~2012年の10年間は年平均7.2%の高成長を実現できたが、2013年以降は、マクロ経済面での歪み(財政赤字とインフレ、国際収支の不均衡等)が顕在化し、経済活動は停滞した。

2. 新政権の経済政策について

(1) 各種規制の撤廃

2015年12月10日に発足したマクリ政権は、前政権から180度異なる、自由主義的・脱ポピュリズムの政策を、公約を上回るスピードで次々と実施していった(新政権の経済政策の主なポイントは以下の表のとおり)。

事前の予想では、マクリ大統領は混乱を避けるために、一部の改革については緩やかな現実路線をとるのではないかと見る向きもあったが、就任後30日の間に経済成長を阻害する規制を全て撤廃、または

¹ 本カントリーレビューの中の意見や考え方に関する部分は筆者個人としての見解を示すものであり、日本貿易保険(NEXI)としての公式見解を示すものではありません。尚、信頼できると判断した情報等に基づいて、作成されていますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。

完全撤廃までの具体的スケジュールを提示した。

特に、就任後7日目の12月16日にプラット・ガイ財政・金融大臣が、突如テレビで発表した為替取引の自由化には多くの人が驚いたと言われている。翌17日には、中央銀行は中銀通達A5850に基づき、為替規制を撤廃した。従来の公式レート(9.8ペソ/ドル)は非公式レート(14ペソ/ドル)の水準に収れんされる形で一本化され、事実上の通貨切り下げ(約42%)が実施された(その日以降、変動相場制に移行した)。

外貨購入制限や海外送金の規制については、同国の輸入業者は12月17日以降の船積み分から中銀の許可なく、海外送金は可能となった。12月16日以前まで送金できなかったものについては、段階的に送金が認められ、2016年6月以降は無制限となる。配当金・利益についても全て自由に送金が可能となる。これまで送金ができなかった配当・利益については、今後数ヶ月かけて送金ができるようになった。現地の日系企業の方にヒアリングしたところ、通達どおり、問題なく外貨交換・海外送金が行えているとのことであった。

米国、EU、日本等が WTO に申し立てを行い、協定違反と判断されていた輸入制限措置(事前輸入宣誓供述書:DJAI)については2015年末に廃止され、代わりに、輸入総合モニタリングシステム(SIMI)が導入された。全体の87.6%が自動輸入許可品目で、残りが非自動輸入ライセンス品目(繊維、履き物、自動車・電子部品等)となっている。ただし、非自動輸入ライセンス品目はモニタリングが目的で、自動車関連は優先的に処理がされており、輸入申請後48時間以内にライセンスは発行されているとのことであった(工業生産省関係者談)²。

² 輸入が認められていないものもある。例えば、武器や特定の化学物質等。

新政権の主な経済政策

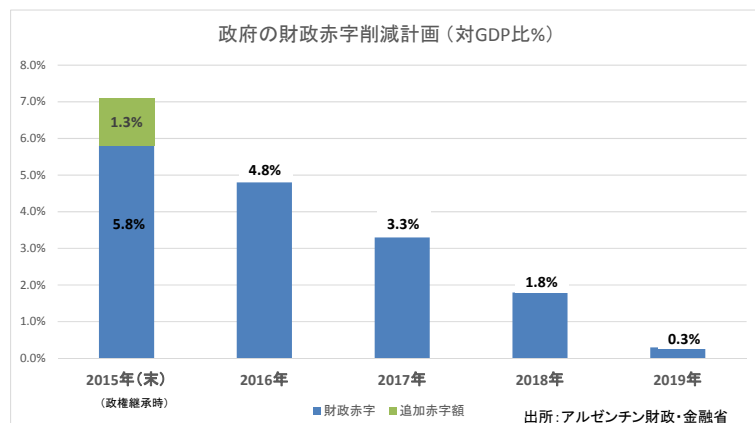
為替管理	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年12月17日に為替取引規制の撤廃(事実上の通貨切り下げ)を実施。公式レート1ドル=9.8ペソが実勢レート1ドル=14ペソ程度に取れん(約42%の通貨切り下げ)。 ・為替レートの自由化を行う一方、中央銀行は行き過ぎた通貨下落には為替介入を行う方針。
外貨購入制限	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入、観光等における外貨購入規制は全て撤廃。 ・個人の貯蓄向けのドル購入は、一人当り月に計200万ドルまで購入可能(将来的にはこの上限枠も撤廃予定)。
海外送金規制	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入代金の送金規制は撤廃。 12/17以降の船積分は無制限に送金可。 12/16以前の船積分は段階的に制限解除。6月以降無制限。 (12月は月200万ドル、1~5月は月450万ドルが上限) ・サービス送金(ロイヤルティ、エンジニア等)は段階的に制限解除。2016年6月以降は無制限。 (2016年の1月~2月は月200万ドル、3月~5月は月400万ドルに制限)。 ・配当金・利益送金は全て自由化された。これまで送金できなかったものについては、今後、数ヶ月かけて送金が可能となった。 <p>* 前政権では300千ドルを超える海外送金については、目的を問わず、事前に中銀から送金許可を得る必要があった。</p>
輸入制限	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入制限(DJAI)を廃止し、輸入管理(SIMI: 輸入総合モニタリングシステム(自動輸入ライセンス+非自動輸入ライセンス))を実施(12/24)。 ・自動車等に対する奢侈税を減税。目的は輸入・国産の区別をなくすこと(2016/1/1)
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出許可(ROE)制度を撤廃(12/29)。 ・輸出税を撤廃・削減(12/17)。 大豆を除く作物については撤廃: 牛肉(15%→0%)、トウモロコシ・ソルガム(20%→0%)、小麦(23%→0%)、ヒマワリ(32%→0%)、大豆関連品は2016年から毎年5%の引下げ: 大豆(35%→30%)、大豆油・かす(32%→27%)
インフレ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・財政規律の強化及び赤字ファイナンスのための通貨発行量の削減。 ・価格・賃金の引き上げ抑制等を目的とする政労使協議の開催。政府は25%、組合は50%の引き上げを要求(1月末時点)。→交渉の行方注目 ・前政権からの価格合意(Precios Cuidados)を継続し、新価格合意対象品317品目を発表(1/7)。 ・国家統計局(INDEC)の正常化: 統計指標の改善。
ホールドアウト問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールドアウト問題を早期に解決する必要性を唱える。 ・2016年2月29日、政府はホールドアウト債権者のうちの米ファンドグループ(NML及びAurelius)と基本合意に達した。

(出所)在アルゼンチン日本大使館資料及び現地調査に基づいて、NEXI 作成。

(2) 財政赤字の削減

インフレを抑制し、通貨の下落を防ぐために、財政赤字の削減が必須の課題となっている。財務・金融省は、財政赤字を徐々に削減し、マクリ政権の現任期が終了する2019年には「ゼロ」に近づけることを目標とした財政赤字削減計画を立てている。

当初の2015年の財政赤字見込み額は対GDP比5.8%であったが、マクリ政権発足直後に、



①輸出税・奢侈税等の減税や所得税最低課税額の引き上げ、②貧困層向け子供手当への補助金増額、③州政府の赤字補填のための資金移転等を行ったことから(合計でGDP比1.3%相当)、2015年末の財政赤字の対GDP比は7.1%となった。これが財政赤字削減のスタートラインとなった。政府は、まず、2016年にエネルギー補助金等(電気、ガス、水道等)を廃止することで同1.5%の削減、さらに公務員の人員削減や公共事業の見直し等で同0.8%の削減を行う。これにより、2016年の財政赤字は同4.8%にまで削減される予定である。

その後も、財政規律の強化を図るが、インフラ整備等への投資が必要であることから、急激ではなく、緩やかな形で2019年までに徐々に財政赤字を「ゼロ」に近づけていく計画となっている。投資促進を通して、生産性を向上させ、経済成長を引き上げることを重視している。特に、海外からの投資を拡大させることによって、経済成長の引き上げ、税収増を行いたい考えである。2016年は1%程度と見込まれている経済成長率を2019年には4%にまで引き上げることを目指している。

他方、財政赤字に対する政府のファイナンス計画は明らかになっていないが、前政権のようなペソ増発による財政赤字ファイナンスは不健全であることから、これを徐々に削減し、借入を中心にしていく方針を現政府は示している。3分の2を海外から、3分の1を国内から、国債発行の形で調達したい考えである。現地の民間シンクタンクによれば、2016年の財政赤字及び元本返済額は約420億ドル、これに加えて、ホールドアウト債権者への支払い約150億ドルが必要である(合計570億ドル)。このファイナンス先として、中銀引受が100億ドル、国内での国債発行が60億ドル、国際金融機関からの借入が40億ドル、海外での国債発行370億ドルが見込まれている。

ただし、現在、アルゼンチン政府は、国際金融市場へのアクセスが阻まれている。その最大の理由は、ホールドアウト債権者との係争問題が解決していないからである。これについては次章で触れたい。

3. ホールドアウト問題は解決に向かう

ホールドアウト問題とは、2001年にデフォルトしたアルゼンチン国債に関して、これまで債務再編に応じなかった債権者(ホールドアウト債権者)が、全額支払いを求めて各地で訴訟をおこしたものの、2012年10月にニューヨーク地裁のグリエサ判事が、「原告の米投資ファンドに全額返済しなければ、債務再編に応じた債権者への支払いを行ってならない」との判決(パリパス判決)を下し、2014年6月にその判決が最高裁で確定した。この判決により、アルゼンチン政府は、国際金融市場での起債を行うことができない状態となっている。

新政権はホールドアウト債権者との交渉を開始し、本年2月29日、政府はホールドアウト債権者のうちの米ファンドグループ(NML及びAurelius)と基本合意に達した(内容は46.53億ドルを現金で全額支払う)。その他の主なホールドアウト債権者とも合意に達しており、全体の85%以上が合意にいたっている。

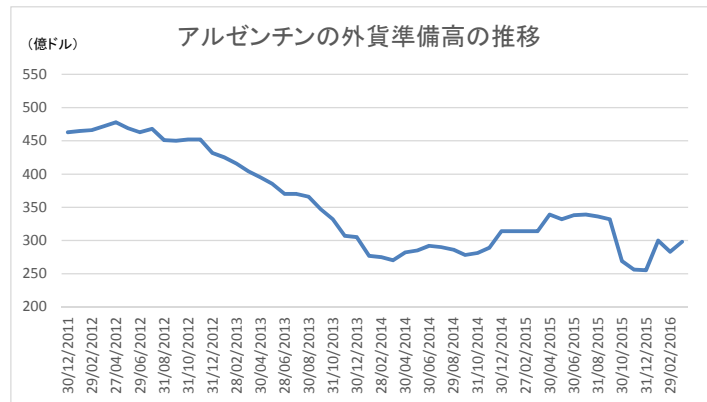
アルゼンチン政府がホールドアウト債権者に支払いを行うためには、アルゼンチン議会の承認が必要である。グリエサ判事は、①アルゼンチン議会での承認、②2016年4月14日までに上記債権者へ支払いを完了することを条件に、パリパス判決を解除する考えを示している(この結果、国際金融市場での起債

が可能となる³⁾。

議会の承認については、3月16日に、賛成165票、反対89票の大差をもって下院で承認された。上院では3月30日に採決が行われ、54対16の賛成多数で承認された。長年懸案となってきたホールドアウト問題の解決に目処がついたことから、アルゼンチン政府は、国際金融市場での債券発行に向け、3月22日にJPモルガン、シティグループ、HSBCなど7つの幹事行として指名し、国際金融市場への復帰の準備を始めている。

国際金融市場への復帰が決まると、同国の外貨準備高に変化が見られると想定される。外貨準備高は現在298億ドル(3月30日時点)であるが、同国政府は今後、海外市場での起債再開などから、300億ドル台半ば(輸入6か月分程度)まで増えることを期待しているようである。

さらに、関係が長年途絶えていたIMFとも協力関係の構築で一致しており、今年の後半にはミッションが同国へ訪問し、4条協議が開始される見込みである。

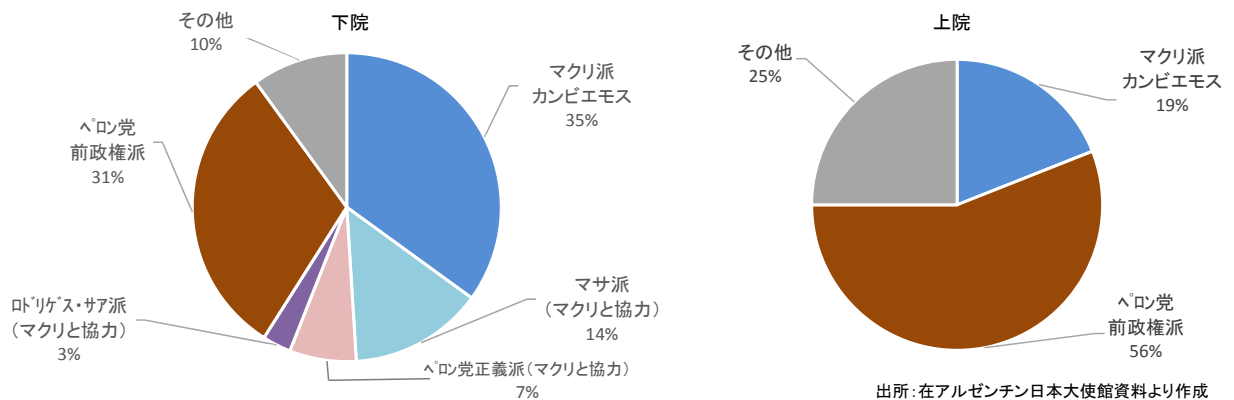


出所: アルゼンチン中央銀行

銀行を

4. 終わりに... 引き続き課題を抱える

国民の支持率が70%を超えるマクリ政権ではあるが、議会では少数与党である。マクリ大統領の支持基盤のカンビエモス⁴⁾は、下院(357議席)で全体の35%、上院(72議席)で同19%の議席しか保有していない。今回のホールドアウト問題にかかる議会承認では、前政権派の一部が賛成に回り、議会からの協力をなんとか得られた。今後、野党ペロン党は是々非々の対応をすると見られ、マクリ政権が改革を進めるにあたり、議会との対立も想定される。また、今後のインフレ抑制策の成否や国民の痛みを伴う措置の導入(増税、実質賃金上昇抑制等)によっては、2017年の中間選挙で与党が苦戦し、それにともない政策の見直しが行われる恐れもある。マクリ政権の今後の経済運営を引き続き注視していきたい。

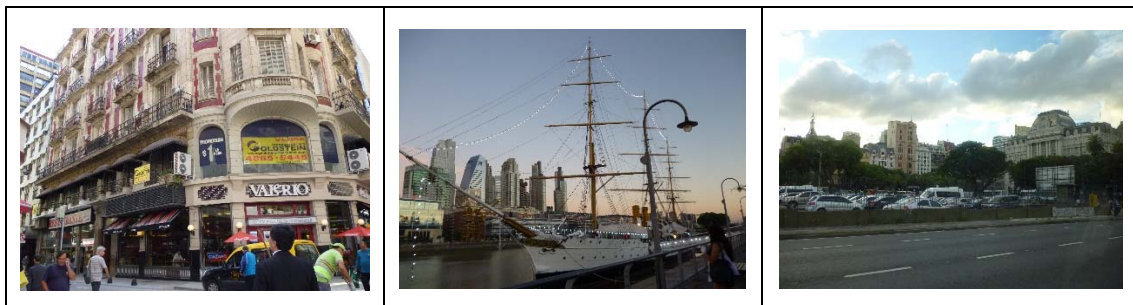


出所: 在アルゼンチン日本大使館資料より作成

³⁾議会の承認が出た時点で、場合によっては同判事がパリパス判決の一時停止「stay」を出す可能性もある。

⁴⁾「共和国提案(PRO)」、「急進党(UCR)」、「市民連合(CC)」で構成。マクリ大統領はPROの党首。

写真: 首都ブエノスアイレスの街並み



※NEXIでは、アルゼンチンの中長期案件について、これまで公的セクター向けを引受停止としていましたが、3月25日、公的セクターについて引受を再開しました。今後は公的セクター向けのビジネスを支援してまいります。(<http://nexi.go.jp/topics/cover/2016032405.html>)

(2016 年 4 月 6 日記)

4 月の制度改正について

e-NEXI 2015 年 12 月号でもご紹介した「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」⁵、お客様からのご要望及び中小企業輸出代金保険に係る手続きのWEB化⁶への対応として、制度改正⁷を行いましたので、主なものについてその概要を本稿でご紹介いたします。

1. 質の高いインフラパートナーシップへの対応

2015 年 11 月「質の高いインフラパートナーシップのフォローアップ」において発表された NEXI の機能強化への対応を以下のとおり行いました。

(1) ファイナンス案件の非常危険付保率引き上げ(原則 100%)

貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険(劣後ローン特約を除く)の対象となるファイナンス案件につき、非常危険付保率を原則 100%とすることとしました。

(2) 海外投資保険の最長保険期間の拡大

2016 年 4 月の政令改正への対応として、海外投資保険の最長保険期間を現状の 15 年から 30 年へ変更しました。併せて、海外事業資金貸付保険(劣後ローン)の最長保険期間についても同様の変更を行いました。

2. 貿易一般保険等の商品改善及び明確化

昨今のお客様の取引形態及び保険ニーズを踏まえ、包括保険について以下の商品改善を行いました。

(1) SPC 信用スキームの要件緩和(設備財包括保険及び技術提供契約等包括保険)

契約相手方が SPC である場合に、個別審査の上で信用危険をてん補する「SPC 信用危険付保スキーム」について、適用要件のうち契約金額の敷居値を「25 億円」から「10 億円」に引き下げるとともに、新たな適用対象として、「NEXI が対象プロジェクトに対するファイナンスに関与していること」を追加しました。

(2) 技術提供スペシャルの設備財包括導入等

⁵ 「質の高いインフラパートナーシップ」の概要等については、e-NEXI 2015 年 12 月号でも紹介しておりますのでご参照下さい。

(http://nexi.go.jp/webmagazine/mt_file/e-nexi_2015_12.pdf)

⁶ 本 WEB サービスは 3 月 22 日より開始しております。e-NEXI 今月号の「中小企業輸出代金保険の手続き Web 化について」もあわせてご覧下さい。

⁷ 本制度改正に伴う規程類、様式類の新旧対照表は以下に掲載しております。

(<http://nexi.go.jp/topics/system/2016031102.html>)

技術提供契約等包括保険で導入されている、一定要件を満たす取引については機器部分の保険設計・てん補範囲を役務と同様に対価確認ベースとする取扱い(いわゆる「技術提供スペシャル」)を設備財包括保険にも導入しました。導入に際しては、適用要件の組み合わせをご利用企業ごとに設定いただけることとし、案件態様に応じた保険設計及びてん補範囲設定を可能としました。併せて、技術提供契約等包括保険における「技術提供スペシャル」の適用要件を設備財包括保険と同様の要件とすることにより設備財包括と同様の条件設計を可能とし、取引実態に即した柔軟な選択による利便性向上をはかりました。

(3) PU格バイヤー向け取引に係る信用料率の廃止

PU格バイヤー向け取引(信用不てん補)に係る信用料率制度は、「一定の条件にて全ての案件を付保し、適切な信用格付けに基づきリスク平準化をはかる」という包括保険制度の考え方にに基づき導入されてきたものですが、お客様からのご要望を踏まえ、またてん補範囲と徴収保険料を一致させることより包括保険制度をよりシンプルでわかりやすいものとするため、本制度を廃止しました。

(4) 企総支払限度額割増の廃止

ご希望に応じた柔軟な支払限度額設定を可能とするべく、現在、EF・EM格バイヤーについて暫定限度額の2倍を超える支払限度額を設定する場合等に適用される割増料率を廃止しました。

(5) 内容変更等に係る手続きの一部緩和

① 起算点後の少額未決済ポジションに係る内容変更等の通知義務の緩和

完工した後に、契約金額の10%に満たないリテンション等のみが未決済となっているケースについて、お客様からの申請に基づき内容変更等の通知義務を免除する制度を設けました。これにより、完工後も長期間に渡り生じる被保険者の案件管理負担を軽減しました。

② 契約金額の増額に係る決済済みポジションの取扱変更

契約金額の増額手続きにあたり、当該内容変更等の発生した時点で既に代金決済が終了している部分については、同部分を保険付保対象から除外する運用を制度上明文化しました。これにより、内容変更等制度の一層の合理化をはかりました。

(6) 国内技提オプションの要件緩和

2014年10月の貿易保険法改正以降保険の対象に含まれることとなった国内役務提供につき、包括保険特約書(技術提供契約等)における現行の国内技術提供オプション(特約上の付保対象案件の判別にあたり国内役務部分を除外して判別するオプション)に代えて、国内役務部分を特約上の対象とするか否かを選択出来るオプションを新たに創設しました。なお、お客様ニーズを踏まえ、本オプションについては、一企業のうちの部門単位で選択することを可能としました。

3. 海外投資保険等の商品改善及び明確化

以下の商品改善及び明確化を行いました。併せて、海外事業資金貸付保険(劣後ローン)においても、海外投資保険の取扱いを準用している点につき同様の変更を行いました。

(1) 再投資に係る取扱い

再投資先企業に係る部分損失のみを付保する取扱いを可能としました。併せて、部分損失特約、重要資産等特約を含めた再投資スキームの運用整理及び取扱いの明確化を行いました。

(2) 保険事故に係る取扱い

① 損失評価の時点に係る明確化

長期間に渡り事業休止が発生する場合等、事由直後に損失額評価が行えない場合について、評価可能な時点における評価額を用いることを約款上明記しました。

② 事業休止事故に係るてん補責任額の算定方法の変更

1月以上の事業休止事故に係る損失額の評価にあたっては、これまでの運用では保険期間満了時点までの損失のみをてん補する運用としていたところ、事故と因果関係のある損失については、保険期間満了日との前後関係にかかわらずてん補することとしました。

③ 事業休止事故に係る保険責任期間の規定変更

1月以上の事業休止事故に係る保険責任期間を、保険証券上記載されている保険期間満了日+1月とし、保険期間の満了直前に事業休止となった場合についてもてん補可能としました。

(3) 回収納付義務の一部緩和

全損事故であるか分損事故であるかにかかわらず、1月以上の事業休止事故における事業再開後に発生した利益については回収金に含めないこととしました。

(4) 保険契約条件の変更に係る取扱い

投資内容に変更が生じた場合を除き、保険期間の途中で保険契約の条件を変更することは従来認められておりませんでした。保険カバー内容の引き上げ※をお客様が希望し、NEXI が引受可能と認めた場合にあっては、原則として新たな保険年度のタイミングで保険契約の中途更改(既存契約を解約し新たな保険契約を締結すること)を可能としました。なお、本制度の利用にあたっては、引き上げ部分以外の条件は既契約と同一とすること及び新契約の保険期間は既契約の解約時点における残存年数以上とすることを条件としております。

※保険カバーの引き上げとは、以下のいずれかをいいます。

- ① てん補対象の追加(例:元本のみ→元本及び配当金)
- ② てん補事由の追加(例:2事由型→フルカバー型)
- ③ 特約によるてん補リスクの追加(例:重要資産等特約や事業拠点等特約の追加)
- ④ 付保率の10%以上の引き上げ

4. 中小企業輸出代金保険に係る対応

(1) WEB化対応

中小企業輸出代金保険に係る保険申込み及び事故通知等に係るWEB利用サービスの新規導入にあたり、関連規程・様式を変更しました。

(2) 対象取引の要件緩和

代金の一部にリテンション決済を含む取引につき、新たに本保険の対象といたしました。

以上

中小企業輸出代金保険の手続き Web 化について

NEXI では、更なるお客様の利便性向上とサービス内容の拡充を図るため、保険手続きの Web 化を進めております。昨年 11 月末から貿易一般保険(個別保険)のお申込みや変更手続きなどが Web からできるようになり、更に、本年 3 月 22 日から中小企業輸出代金保険の新規申込手続き及び事故に関する手続きが Web で行えるようになりました⁸。

主な変更点につき、お客様から寄せられた主なご質問とあわせてご紹介いたします。

1. WEB サービスの概要および主な変更点

(1). 新規申込手続き

従来は NEXI 指定の申込書を記入の上、郵送等で申請いただくなど、手続き上でのご不便をおかけしておりましたが、Web 利用により、輸出契約情報を直接インプットでき、また代表者押印や郵送の手続きも不要になるなど、より迅速に貿易保険をご契約いただくことができるようになりました。

(2). 事故に関する手続き

万一の事故の際、保険金のご請求に至るまでに行っていただく諸手続き(損失等発生通知・入金通知・保険金請求期間の猶予申請)が Web で行えるようになりました。入力の際、保険情報の引き込みができ、従来の書面での手続きと比較して、入力項目が削減されています。

2. ご留意いただきたい点

- Web からのお申込みの際は、事前に Web ID の登録が必要となります。⁹
- 一部特定国向け取引や、質権設定を同時に行う場合については、Web からのお申込み対象とならず、従前どおり書面でのお申込みが必要となります。
- 従来送付しておりました「中小企業輸出代金保険 保険契約申込入力結果リスト」は送付いたしません。Web での入力内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- Web で内容変更・訂正内変のお手続きを行うことはできません。書面でお手続きいただくことになります。
- Web 導入一年後の 2017 年 3 月(予定)以降は、Web からのお申込み対象となっていない例外ケースを除き、書面でのお申込みができなくなります。

⁸ 詳細等については以下の HP をご覧下さい。

(<http://nexi.go.jp/topics/general/2016030702.html>)

⁹ お手続きのマニュアルについては下記リンク先にございますのでご参照下さい。

(http://nexi.go.jp/webservice/use/pdf/manual_02.pdf)

3. よくあるご質問

Q. 保険の申込みはいつできますか？

A. 従来と同様、契約締結後、船積み開始予定日の 30 日前から船積み開始日の前日までにお申込み下さい。なお、Web でのお申込み受付時間は、平日の 9:00～20:00 となっております。20 時までにお申込みが完了したものは当日の受理扱いとなります。

※船積み当日に保険申込(入力)をされるケースがございますが、お引き受けすることができません。申込期限には十分ご注意願います。

Q. 提携金融機関コードとは何ですか？

A. 提携金融機関の与信先のお客様がこの保険を利用される場合、提携金融機関コードを入力することにより保険料が 10%割引となります。提携金融機関コードが不明な場合はお客様総合支援グループにお問い合わせ下さい。その際、提携金融機関のお客様であることをお客様および金融機関に確認させていただきます。

Q. バイヤー住所コードとは何ですか？

A. バイヤーによっては、本社所在地以外の支店や工場などの複数の住所が登録されている場合があります。保険申込時には、契約当事者間で交わした輸出契約書等に記載、または、別途確認されている住所を確認いただき、NEXI 登録で該当する住所の番号を入力してください。ご不明な場合は申込画面から検索できます。

Q. 前回と同じような内容で申込みをする際はどのように操作すればよいでしょうか？

A. 1 ヶ月以内にお申込みいただいた案件は「Web 申込状況一覧」から申込内容を画面表示させることができます。過去入力された同種案件を表示させた上で、「別の申込みへ」ボタンを押すことにより上書き入力が可能となります。変更箇所のみを手直しして申し込むことができますが、間違いのないようにデータ送信時には十分に確認を行ってください。

Q. 「契約金額が個別保証枠を超えている」というメッセージが出た場合はどうしたらよいでしょうか？

A. 個別保証枠の残高が足りない状態です。ただし、利用できる場合もありますので、保険業務グループまでご相談ください。また、新規にバイヤー登録を行った結果、設定された個別保証枠が足りず、保険申込ができないという場合には、お客様総合支援グループまでご相談下さい。

Q. 申込み後の流れはどうなりますか？

A. 通常、お申込みの1～2日後に保険証券と保険料請求書を発送いたします。お手元に届きましたら、期限までに保険料をお振り込みください。

Q. 保険証券や保険料請求書は誰に届きますか？

A. Web ID を登録した際の Web 管理者様あてに発送いたします。

Q. 申込みが完了した後に、申込内容に誤りがあった事に気づいた場合はどうしたらよいでしょうか？

A. データ送信直後、保険料請求書発行前の誤りについては、訂正が可能です。至急下記の NEXI 担当窓口までご連絡ください。

なお保険料の請求書を発行した後の訂正処理につきましては、訂正内変の書類を提出することにより、保険内容を正しくすることができます。

ただし、一旦訂正前の保険料をお振り込みいただき、訂正内変の処理を完了し、新たな保険料を確定した後に精算（追加あるいは返還）することとなります。

【お問い合わせ先】

Web での保険申込み

営業第一部保険業務グループ

フリーダイヤル 0120-671-094 電話 03-3512-7610

Web ID の登録、提携金融機関(コード登録)及び中小企業輸出代金保険の規定改正等

営業第一部お客様総合支援グループ

フリーダイヤル 0120-672-094 電話 03-3512-7653

保険事故に関わるお手続き

債権業務部査定グループ

フリーダイヤル 0120-673-094 電話 03-3512-7663